

交渉情報	NO.47	日本郵便信越支社 総務・人事部
JP労組信越地方本部	2015年12月14日	添付資料:1枚

木曾福島局業績手当の誤支給について

日本郵便信越支社総務・人事部長は、本日（12月14日）「木曾福島局業績手当の誤支給」について地方本部に説明してきました。

標記概要については、木曾福島郵便局において郵便業績手当を平成26年12月から平成27年4月支給分（5か月）まで誤支給していたものです。

概要は業績手当算出ツールにおいて、複数の担当者が2つの算出ツールを使用していたことと、1分当たりの基準配達物数の設定漏れにより集配基礎ポイントに誤りが生じ、誤支給となったものです。

1. 発生局及び概要等

ア 発生局

木曾福島郵便局

イ 対象社員

郵便部及び旧集配センター（外務） 24人

ウ 対象期間

平成26年12月支給分から平成27年4月支給分（5か月）

エ 精算額

166,354円（追給）最高一人 14,218円
（返納）最高一人 24,792円

2. 誤支給の原因

業績手当の支給担当者が複数（2名）存在し、各人がそれぞれの算出ツールを使用していた事と、1分当たりの基準配達物数の設定漏れにより発生。

3. 精算

平成27年12月月例給与において精算する。

該当社員に対しては、精算事由、精算額、精算方法について丁寧に説明し、事前の了解を得る。

地本では、該当者への謝罪と十分な説明を求めるとともに、返納方法については社員の意向を聴取し最大限の配慮を求めました。また再発防止については別紙支社資料により徹底を行い、また支給認定に際しては内容に誤りがないか十分確認するとともに、支給認定責任者においても徹底したチェック体制を求めました。

【労使対応】 単局窓口